



® 平成31年 4 月 25 日 (木)

No. 14920 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [172] (1)

☆平成31年度「知財功労賞」の受賞者を

決定しました..... (7)

弁理士の眼

172

「虚偽事実の流布」不正競争行為差止請求事件

—東京地裁平成30(ワ) 6962. 平成31年2月20日(民29部) 判決<請求一部認容>—

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木理一

[キーワード] 不競法2条1項15号(競争関係にある他人の営業上の信用毀損、特許権・意匠権侵害の虚偽事実の告知・流布)

別紙2物件目録記載の製品が別紙3特許権目録記載1の特許権及び別紙4意匠権目録記載の意匠権を侵害するとの事実を告知し、又は流布してはならない。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、これを3分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

【主 文】

1 被告は、原告が製造し、販売し、又は使用する



特許業務法人 アイミー国際特許事務所

所長 伊藤英彦*

弁理士

弁理士 白井あゆみ

弁理士 森下八郎*

副所長 竹内直樹*

弁理士

弁理士 松田美幸子*

弁理士 吉田博由

*: 付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒542-0082 大阪市中央区島之内1-21-19 (オリエンタル堺筋ビル)

TEL: 06(6120)5210

FAX: 06(6120)5211

E-mail: info@imypatent.jp

URL <http://www.imypatent.jp>

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

【事案の概要】

1 本件は、別紙2物件目録記載の製品(以下「原告製品」という。)を製造、販売又は使用(以下、併せて「製造等」という。)をする原告が、被告において、原告の製造等に係る原告製品につき、被告が保有し、又は保有していた別紙3特許権目録記載1及び2の各特許権並びに別紙4意匠権目録記載の意匠権を侵害する旨を告知し、又は流布しているとし、この行為は、不正競争防止法2条1項15号に定める不正競争に該当すると主張して、被告に対し、同法3条1項による差止請求権に基づき、上記の行為の差止めを求めた事案である。

2 前提事実(当事者間に争いが無い又は後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者

原告(株式会社エス・オー・ダブリュー)は、聴覚機器の企画、開発、設計、製造及び販売を目的とする株式会社である。

被告(ナップエンタープライズ株式会社)は、情報通信システムに係る機器及び装置類の開発、製作及び販売を目的とする株式会社である。

(2) 被告の保有し、又は保有していた特許権及び意匠権

ア 被告は、別紙3特許権目録記載1のとおり、発明の名称を「イヤープッド及び該パッドを具えたイヤホン」とする特許第3894828号の特許権(以下「本件特許権1」という。)を有している(甲17、19)。

イ 被告は、平成28年7月15日までの間、別紙3特許権目録記載2のとおり、発明の名称を「音声入力イヤーマイク」とする特許第4781850号の特許権(以下「本件特許権2」という。)を有していたが、同特許権は同日消滅した(甲4)。

ウ 被告は、別紙4意匠権目録記載のとおり、意匠に係る物品を「イヤープッド」とする意匠登録第1176264号の意匠権(以下「本件意

匠権」といい、本件特許権1と併せて「本件知的財産権」という。)を有していたが、平成30年1月17日、平成29年4月18日第15年分登録料不納を原因とする本権の登録の抹消の登録がされている(甲16、18)。

(3) 原告及び被告が競争関係にあること

被告は、本件知的財産権の実施品として、「インコア」との名称を付した、イヤホンに装着するイヤープッド(以下「被告製品」という。)を開発し、製造し、販売している(甲3)。

原告は、被告から被告製品を購入した上、平成28年7月15日より後に、「アウロキャップ」と称するイヤホン(以下「原告製品」という。)の製造、販売及び使用を開始しており、原告と被告は競争関係にある(甲7、乙5)。

(4) 被告の行為

被告は、次の行為によって、原告の営業上の信用を害する事実を告知、流布している(以下、これらの行為を併せて「本件行為」という。)

ア 被告は、平成29年4月30日以降現在に至るまで、被告の開設するウェブサイト上に、「『アウロキャップ』『アウロパッド』という類似品があり、弊社の特許・意匠等に抵触している可能性があります。」という記事を掲載している(甲8、20)。

イ 被告は、原告の取引先であるミドリ安全株式会社(以下「ミドリ安全」という。)に対し、平成29年6月14日付けの内容証明郵便を送付して、原告製品である「アウロキャップ」「アウロパッド」が、被告の有する知的財産権を侵害する模造品である旨を告知し、原告製品の販売の中止を求めた(甲9)。

(5) 被告による特許の実施許諾等

ア 通常実施権許諾契約の締結

被告は、平成18年8月1日に設立した100%子会社であるナップ販売株式会社(平成22年6月30日に商号をナップコミュニケーションズ株式会社に変更しており、以下、商号変更の前後を問わず、「ナップコミュニケーションズ」という。)を通して被告製品を販売していたところ、平成22年頃、原告の経済的支援による被告の経営再建の一環として、